

One Credit カード払い利用規約

Powered by BizPay

【特記事項】

1. 本利用規約（以下「本規約」といいます）は、株式会社ペイジェント（以下「当社」といいます）が提供する「BizPay 請求書カード払い」サービス（以下「本サービス」といいます）の利用条件を定めるものです。
本サービスは、当社が株式会社 TradeSafe（以下「提携パートナー」といいます）と業務提携を行い、提携パートナーが展開するブランド名称「One Credit カード払い」を冠して提供されるものです（いわゆるホワイトラベル方式による提供）。
2. 利用者は、本サービスにかかる利用契約（以下「本契約」といいます）が、利用者と当社の二者間において直接成立することをあらかじめ十分に理解し、承諾するものとします。
提携パートナーは、本サービスの紹介、媒介等を行いますが、本契約の当事者にはなりません。本サービスにおけるシステム提供、立替払いの実行、資金の移動、およびこれらに付随する法的な権利義務・責任は、すべてサービス提供主体である当社に帰属するものとします。
3. 利用者は、当社と提携パートナーとの間で、利用者の登録情報、対象契約に関する情報、サービス利用状況等に関する情報等（個人データを含む）を相互に提供することに同意します。パートナーが定める利用目的等については、当該パートナーのプライバシーポリシー等をご確認ください。なお、本項の規定は、申込み受付時点から適用されるものとし、また、本契約終了後も効力を有するものとします。

株式会社ペイジェント

株式会社ペイジェント（以下「当社」といいます。）は、当社が運営するシステム（以下「本システム」といいます。）を利用した本サービス（別紙1「定義集」に定めます。）を利用者が利用することに関して、次のとおり本規約（以下「本規約」といいます。）を定めるものとします。

第1章 総則

第1条 目的

1. 本規約は、利用者と当社との間の、本サービスを利用者が利用することに関する契約の成立及び内容等を定めることを目的とします。

第2条 適用範囲

1. 本規約は当社と利用者との間の契約関係ないし権利義務について定めるものであり、利用者は、本サービスの利用に関し、本規約の内容を十分に理解するとともに、その内容に同意し、これを誠実に遵守するものとします。

第3条 用語の定義

1. 本規約において使用する各用語は、本規約において別段の定義がなされる場合を除き、それぞれ本規約に添付する別紙1「定義集」に記載の意味を有するものとします。

第4条 通知または連絡

1. 本サービスに関する当社からの通知又は連絡は、当社ウェブサイトまたは本サービス管理画面での掲示、電子メール、郵便等、当社が適当と判断する方法により行います。当社は、利用者から届出のあった氏名、住所にあてて送付書類を発送した場合、延着しまたは到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。また、当社は、利用者から届出のあった電子メールアドレスにあてて電子メールを送信した場合、延着しまたは到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
2. 本サービスに関する利用者から当社への連絡は、当社ウェブサイトまたは本サービス管理画面に設置するお問い合わせフォームからの送信または当社が指定する方法により行うものとします。

第5条 本サービスの提供条件

1. 本サービスの提供を受けるために必要な機器、通信手段などは、利用者の費用と責任で備えるものとします。当社の都合により、本システム又は本サービスの仕様が変更となった場合も同様とします。
2. 利用者は、本サービスの提供を受けるための手続等について当社の指示に従うものとします。
3. 当社は、本サービスの提供に関して、利用者、当社、その他第三者に生じる損害を防止するために緊急の必要がある場合、当社が必要と判断する措置を講じることができ、利用者はこれに協力するものとします。

第6条 手数料等

1. 利用者は、次の各号に定める料金（以下「手数料等」といいます。）を、当社の定める方法により当社の定める時期に当社に支払うものとします。
 - (1) 利用料金等（サービス手数料を含みます。）、その他の料金
2. 本サービスの導入等に際して、当社が必要と判断した場合、利用者は、当社と協議のうえ、当社所定の方法で、導入等に係る費用を前項に定める手数料等の一部として負担するものとします。
3. 利用者は、対象契約について無効、取消、解約が生じた場合その他の精算を要する事情が生じた場合であっても、当社の求めに応じて当社に対して手数料等を支払うものとします。
4. 当社は、利用者に対して支払うべき金銭または代金等の債務が存するときは、手数料等に係る債権の弁済期に関わらず、当該金額から手数料等を差し引くことができるものとし、利用者は、これに同意するものとします。
5. カード発行会社等による料率等の見直し、関連行政当局等の要請その他事情変更が生じた場合、当社は、当社の裁量で手数料等を変更することがあります。このとき、当社は利用者に対し変更後の利用料及び変更の適用時期について通知するものとします。
6. 利用者は、前項に基づく手数料等の変更に同意しない場合、前項の通知の受領日から14日以内に当社に異議を申し出るものとし、異議を申し出た場合、当社が、その2か月前までに当社が定める方法により利用者へ通知することにより、本契約を解除して終了させる場合があることに同意します。

第7条 遅延損害金

1. 利用者は、本契約に定める債務の支払いを遅延した場合において、当社から請求があったときは、当該債務の金額に対して、支払期日の翌日から起算し実際に支払いのあった日まで、年利率14.6%の遅延損害金を支払うものとします。この場合の計算方法は年365日の日割り計算とします。
2. 利用者が本契約に基づくいずれかの債務の一つでもその支払を延滞した場合、利用者は、当社からの通知によって、当社に対する一切の債務について期限の利益を失うものとします。

第8条 端数処理

1. 本契約に基づく計算結果に1円未満の端数が生じた場合、当該端数は切り捨てるものとします。

第9条 セキュリティ確保措置

1. 利用者は、自己のシステムを、第三者に閲覧・改ざん・破壊等がなされないよう、また、個人情報等並びに自己のシステムに係る不正利用又は不正アタックの防止が図られるよう、ファイアーウォール、システム上での不要なサービスの停止、ソフトウェアのアップデート、脆弱性情報の収集、適切な権限の設定、不正アクセスの検知その他セキュリティ確保措置を、自己の費用と責任で講じるものとします。
2. 利用者は、本サービスの利用にあたって必要な情報をインターネットを介して伝達する場合、当該情報を第三者に閲覧、改竄、破壊等がなされないよう、暗号化する等のセキュリティ確保措置を、自己の費用と責任で講じて伝達するものとします。
3. 利用者は、当社が求めた場合、速やかにセキュリティ確保措置に関する資料等を提出するものとします。
4. 利用者は、当社が利用者のセキュリティ確保措置について合理的理由に基づき改善を申し出た場合、改善措置を講ずるものとします。但し、当社は、利用者において当該改善措置を講じたとしても、暗号が解読された等の危害が生じた場合の責を負うものではありません。
5. 利用者は、セキュリティ事故（利用者のシステムが第三者に閲覧・改ざん・破壊等若しくは漏えい・滅失・棄損等されたことをいいます。以下同様。）に関して全責任を負うものとし、当社に一切の迷惑をかけないものとします。また、利用者は、セキュリティ事故等により第三者との間で紛議が生じた場合は、利用者の費用と責任において解決するものとし、当社に一切迷惑をかけないものとします。

（次頁に続く）

第2章 本契約の成立等

第10条 表明保証

1. 本サービスの利用申込をする者（以下「利用申込者」といいます）は、利用申込み時点において、以下の各号のいずれの事項も真実であることを表明し、保証するものとします。
 - (1) 適用法令上、本契約を締結しこれに基づく権利を行使し義務を履行する権利能力及び行為能力を有すること
 - (2) 本契約を締結しこれに基づく権利を行使し義務を履行するために、法令および定款その他の社内規則に基づき要求される内部手続を適法かつ適正に完了していること
 - (3) 本契約を締結しこれに基づく権利を行使し義務を履行することは、一切の適用法令、利用者の定款その他の社内規則に抵触せず、利用者を当事者とする契約の違反又は債務不履行事由とはならないこと
 - (4) 本契約は利用者につき適法、有効かつ拘束力のあるものであること
 - (5) 利用者は債務超過ではなく、利用者が本契約を締結することは詐害行為取消の対象とはならず、本契約について詐害行為取消その他の異議を主張する第三者は存在しないこと
 - (6) 利用者が提供した情報は、重要な点において正確であり、かつ、重要な情報は全て提供されていること
 - (7) 当社が定める方法に沿って取引を行うこと
 - (8) 特定商取引に関する法律に定められた禁止行為に該当する行為を行っていないこと、また直近5年間に同法による処分をうけていないこと
 - (9) 消費者契約法において消費者に取消権が発生する原因となる行為を行っていないこと、また、直近5年間に同法違反を理由とする敗訴判決を受けていないこと
 - (10) 本契約に反する商品等の販売および役務の提供を行っていないこと
2. 利用者は、利用申込み時点においても申込み後においても、前二項の表明保証した内容が真実に反することが判明した場合、前項第8号、第9号に該当する事実が発生し又はそれらの具体的なおそれが生じた場合、当社に対して、直ちにその旨を報告するものとします。

第11条 本契約の申込み

1. 利用申込者は、利用者となることを希望する場合、当社所定の手続により申込みをします。なお、利用申込者は、本規約及び申込み時に提示される諸条件があるときはその諸条件を承諾の上、申込みを行うものとし、利用申込者が本条に定める申込を行った時点で、利用申込者は本規約の内容を承諾しているものとみなします。
2. 第1項に定める申込みに対し、当社が所定の審査のうえこれを受け付ける場合には、当社から利用申込者に対して、当社所定の方法で申込み受付の通知をします。なお、申込み受付の通知は申込みに対する承諾及び本契約の成立を意味しないものとします。
3. 第12条に定める本契約の成否にかかわらず、以下の各号の定めは、前項の申込み受付時点から適用されるものとします。この場合、当該各条項における「利用者」との記載は、本契約成立までの間は、「利用申込者または利用者」と読み替えるものとします。
 - (1) 第6条（手数料等）第2項
 - (2) 第10条（表明保証）
 - (3) 第13条（ID及びパスワードの管理等）
 - (4) 第15条（取扱店舗等）第4項
 - (5) 第24条（法令遵守等）
 - (6) 第27条（秘密保持）
 - (7) 第28条（個人情報等）
 - (8) 第29条（データ等の取扱い）
 - (9) 第30条（知的財産権）
 - (10) 第34条（反社会的勢力の排除）第4項及び第7項
 - (11) 第35条（贈収賄・腐敗汚職の排除等）第3項
 - (12) 第48条（提供区域及び準拠法）
 - (13) 第49条（合意管轄）
 - (14) 第50条（協議）

第12条 本契約の成立

1. 前条に定める申込みに対し、当社は所定の審査を実施します。この場合、当社は、利用申込者に対して別途一定の事項の届出及び書類の提出を求めることがあります。この場合において、利用申込者が当該事項を届け出ず、又は当該書類を当社に提出しないときは、当社は、当該届出又は提出が完了するまで次条の承諾をしないことができます。
2. 前条に定める申込みに対し、当社が所定の審査を行ったうえこれを承諾する場合には、当社が別途定める日より、本契約が成立するものとします。
3. 当社は、前条第2項及び前項に定める審査の方法および内容ならびに利用者の申込みを承諾し、または承諾しなかった理由について、申込者に対して何ら説明する義務を負わないものとします。
4. 本契約申込み後、正当な理由なく本番環境の利用開始がないまま1年が経過した利用者については、当社は、当社

の合理的裁量により、本契約の不成立または何ら通知催告せずに本契約は将来に向かって解約されたものとして取り扱うことができるものとします。

5. 当社は、本サービスの利用を許諾する日として利用者に通知する日から、利用者に対し本サービスを提供するものとします。利用者は、当社が別途定めるところに従い本サービスを利用するものとします。

第13条 ID 及びパスワードの管理等

1. 当社は、利用者に対し ID 及びこれに対応するパスワード（以下 ID と併せて「ID 等」といいます。）を付与するものとし、利用者は、ID 等に関し別途当社が指示する手続を実施するものとします。
2. 利用者は、自己の ID 等を厳重に管理し、その使用及び管理について一切の責任を負うものとし、自己の ID 等による認証を条件として本契約において自己の有する権利を、当社が別途定める場合を除き、第三者に使用させず、また第三者と共有しないものとします。
3. 当社は、利用者の ID 等が他者に使用されたことによって利用者が被る損害については、利用者の過失の有無を問わず一切責任を負わないものとします。
4. 利用者の ID 等により行われた行為は、全て利用者により行われた行為とみなし、利用者はその行為に基づき生じる第 6 条（手数料等）の支払いその他一切の債務を負うものとします。また、当該行為により当社が損害を被った場合、利用者は当該損害を補填するものとします。
5. 利用者は、自己の設定したパスワードを失念した場合は、利用者は直ちに当社に通知し、当社の指示に従うものとします。
6. 前各項のほか、利用者の本人確認等について、利用者は当社の指示する手続等に従うものとします。

第14条 本契約の有効期間

1. 本契約の有効期間は、本契約成立日から 1 年間とします。ただし、利用期間満了の 2 ヶ月前までに利用者又は当社のいずれからも特段の申し出がない限り、本契約は自動的にさらに 1 年間延長するものとし、以後も同様とします。
2. 第 1 項の定めにかかわらず、当社は、利用者が直前 1 年間に本サービスの利用がない場合については、当社の合理的裁量により、何ら通知催告せずに当然に当該利用者との本契約を解約できるものとします。
3. 個人事業主である利用者が死亡した場合、本契約は当該事由が発生した時点又は当社が当該事由の発生を認識した時点で何ら通知催告せずに当然に終了するものとします。

第15条 取扱店舗等

1. 利用者は、取扱店舗をあらかじめ当社所定の方法をもって届け出、当社の承諾を得るものとし、当社の承認のない取扱店舗で本サービスを利用することができないものとします。
2. 当社は、取扱店舗又は取扱店舗の取引が不適当であると判断した場合、利用者に対し事前に通知を行うことにより、当該取扱店舗のコンテンツの全部若しくは一部の削除、商品等の全部若しくは一部の販売・提供の停止、取扱店舗の全部又は一部の取消し、取扱店舗との契約解除、その他の是正措置を求めることができるものとし、利用者はこれに応じるものとします。
3. 利用者は、本契約に定める義務等を自らの取扱店舗又は従業員、業務委託先その他利用者の業務を行う者（以下「従業員等」といいます。）に周知徹底させ、遵守させるものとします。また、利用者は、本条に基づき届け出た取扱店舗における円滑な運営及び資金決済業務について責任をもつものとし、これらについて問題が生じた場合には、すべて利用者の責任と負担においてこれを処理、解決するものとし、当社に対して一切迷惑をかけないものとします。また、これらに起因して当社に損害が生じたときは、利用者が当該損害を賠償するものとします。
4. 当社は、利用者の取扱店舗又は従業員等が、本サービス利用に関連して行った行為（本契約の申込みを含みます。）及び取扱店舗又は従業員等の果たすべき義務を、すべて利用者の行為及び義務とみなします。

第16条 届出事項等の変更

1. 利用者は、当社に届け出た以下の各号の事項につき変更する場合は、事前に当社に対して、当社所定の方式により届け出るものとし、当社の承諾を得なければならないものとします。
 - (1) 次の区分に応じた利用者の基本的な事項
 - ① 利用者が個人事業主の場合：氏名、生年月日、自宅住所、電話番号、その他当社所定の事項
 - ② 利用者が法人（法人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）の場合：名称又は商号、法人番号、本店所在地、電話番号、代表者又はこれに準ずる者の氏名および生年月日
 - (2) 取扱店舗の名称又は屋号、URL、所在地、電話番号、メールアドレス、金融機関口座等
 - (3) その他当社所定の事項
2. 当社は、利用者が前項の届出等を怠ったことにより当社の利用者に対する通知が延着又は不到着となった場合でも、当該通知が通常到達すべきときに到達したとみなすことができるものとし、また、これにより生じた利用者の損害について責任を負わないものとします。なお、不可抗力等利用者の責によらずに前項の延着、不到着の事態が生じた場合も前記と同様とします。
3. 当社は、利用者に対し、別に指定する事項につき定期的又は随時に報告を求めることができるものとします。
4. 利用者は、以下の事項を承諾するものとします。
 - (1) 第 1 項に定める届出がなされていない場合であっても、当社が、適法且つ適切な方法により取得した利用者に関する情報に基づき、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、当社が利用者から本条第 1 項に定め

る変更届出があったものとして取扱うことがあること。
(次頁に続く)

第3章 本サービスの内容等

第17条 サービスの内容等

1. 当社が提供する本サービスの種類及びその内容は、別紙2（本サービス内容）に定めるとおりとします。具体的な事項は、仕様書その他当社が別途指定するとおりとします。当該サービスの提供を受けるための手続きについては、当社又はカード発行会社等の指示に従うものとします。
2. 利用者は、別紙3（注意事項等）に記載された各事項を遵守して、本サービスを申込み、利用申請を行い、これを利用するものとします。
3. 本サービスを利用して利用者が当社に対して提供し又は伝送する情報又はデータ（利用申請に先立ち利用者が当社に提供する立替払い先に関する情報を含みます。）については、利用者の責任で提供されるものであり、利用者は、その内容が不正確であることに起因して当社又は第三者が損害を被った場合、その一切の責任を負うものとします。
4. 当社は、前項に定める情報又はデータの内容についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。

第18条 本サービスの変更

1. 当社は、当社の裁量により、利用者の承諾を得ることなく、いつでも本サービスの全部又は一部を変更することができるものとします。当社は、当該変更によって変更前の本サービスのすべての機能、品質及び性能等が維持されることを保証するものではなく、また利用者に生じた損害又は不利益に対して一切の責任を負いません。
2. 利用者は、変更後の本サービスに同意できない場合、解除希望日の2か月前までに当社が定める方法により当社に通知することにより、本契約を解除することができるものとします。

第19条 利用料金等の支払

1. 利用者は、利用申請において指定されたカードを用いて、本事前求償権及びサービス手数料の弁済として、当社に対して、第6条の定めに従い、手数料等を支払うものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、カードを用いた利用料金等の支払いができなかった場合には、利用者は、直ちに、金融機関口座への振込送金その他の当社が指定する方法により当社に対して手数料等の支払いを行うものとします。
3. 利用者は、第1項に規定する手数料等の支払い後に、対象契約の債務不履行若しくは解除又は対象契約に基づく債権の契約不適合その他対象契約に起因して損害、損失、紛争等が生じた場合であっても、当社又はカード発行会社等に対してチャージバックの要請その他一切の請求を行うことはできないものとします。

第20条 確約事項

1. 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスを利用することができないものとします。
 - (1) 対象契約において利用者の債務の第三者弁済が禁止されている場合
 - (2) 利用申請時点において、対象契約に基づき立替払い先が負担する債務の履行が完了していない場合
 - (3) 立替払い日までに、債権譲渡その他の理由により対象債務の債権者が立替払い先ではないものとなった場合
 - (4) 対象債務につき、利用者とカード発行会社との間のカード利用規約において、カードを利用して代金の支払いをしてはならないこととされている場合
 - (5) 利用者と立替払い先が同一人又は実質的に同一人である場合
 - (6) その他当社又はカード発行会社が不適切と判断した場合
2. 当社は、本サービスの利用に関して、利用者の行為が前各号のいずれかに該当し、又は該当すると当社が判断した場合、事前に利用者に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供の一時停止、利用規約等の解除、その他の当社が必要と判断する措置を講じることができるものとします。
3. 利用者は、本サービスの利用が立替払い先の意思に反するものではないことを、表明し保証するものとします。
4. 利用者は、本サービスを利用することにより立替払い先及び対象契約に係る次の各号の情報が、当社及びカード発行会社等に提供されることに立替払い先が同意していることを、表明し保証するものとします。なお、当社又はカード発行会社から要請があった場合は、次の各号の情報に関する確認結果および確認方法を当社に報告するものとします。
 - (1) 立替払い先の企業情報
 - (2) 立替払い先の代表者及び担当者に関する情報（氏名及び連絡先等の個人情報を含む。）
 - (3) 立替払い先の振込先口座に関する情報
 - (4) 対象契約の内容
 - (5) 対象契約に基づき販売又は提供される商品等に関する情報
 - (6) 対象債務に係る請求書等
 - (7) 前各号の他、立替払い先及び対象契約に関して当社又はカード発行会社等が求める情報
5. 当社は、本サービス提供の目的（口座情報の照合を含む）の達成に必要な範囲内で、立替払い先の口座情報を金融機関に提供し、又はこれらの者から受領することができるものとします。
6. 利用者は、自己の責任において本サービスを利用するものとし、第4項の表明保証が真実ではなかったことにより、当社と第三者との間で何らかの紛争、クレーム等が生じたときは、利用者の費用と責任において解決します。また、当社に対して必要な協力を行うとともに、当該紛争、クレーム等により当社が被った損害、費用、損失等を賠償す

るものとします。

第21条 支払留保、手数料等の返還

1. 当社が本立替払いを行った場合であって、前条第4項の表明保証が真実ではなかったことその他の事由により本立替払いが立替払い先に対する第三者弁済として有効なものとならない場合又はその恐れがあると当社が判断したとき、その他当社が不適当と判断したときは、利用者は、直ちに立替払い先に対して直接、対象債務を弁済するとともに、立替払い先をして、当社に対する返金を行わせしめるものとします。なお、このときであっても、利用者は手数料等の支払義務を免れないものとします。
2. 当社が利用申請を受けて本立替払いを行っていない場合であって、第4項の表明保証が真実ではなかったことその他の事由により本立替払いが立替払い先に対する第三者弁済として有効なものとならない場合又はその恐れがあると当社が判断したとき、その他当社が不適当と判断したときは、当社は、本立替払いを拒絶し、又は留保することができるものとします。なお、当該拒絶又は留保した場合でも、遅延損害金は付さないものとします。
3. 当社は、前各項に定めるほか、対象契約について、第25条第1項各号又は第33条第1項各号に定める事由に該当し、またはそのおそれがある場合その他当社が必要と認める場合についても、本立替払いを行わないものとします。また、本立替払い済みの場合には、利用者は、当社の選択により、当社の請求があり次第直ちに、手数料等を返還するか、又は当該手数料等を立替払い先に対して次回以降に支払予定の立替金から差し引くことにより返還するものとします。

第22条 苦情、紛争等

1. 利用者は、対象契約に関連する債務不履行、対象契約の不成立、不存在、解除等、対象契約に関する契約不適合その他対象契約をめぐる損失、苦情、紛争等が生じた場合（利用者と立替払い先との紛議を含み、また、前条に基づき当社が本立替払いを拒絶し、又は留保した場合を含みます。）には、利用者の費用と責任をもって速やかにその処理に当たり解決するものとし、当社及びカード発行会社等に一切の責任、損害、迷惑等を及ぼしてはならないものとします。また、これにより当社又はカード発行会社等に損害が生じた場合には、利用者は、直ちにこれを賠償するものとします。
2. 利用者は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者（カード発行会社等及び立替払い先を含みます。以下、同様とします。）に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。本サービスの利用に伴い利用者が第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。
3. 当社が第三者より前項の苦情、紛争等を受けた場合、利用者は、当社の指示に従い、直ちにその解決のために必要な措置を講じるものとします。
4. 利用者は、利用者の故意又は過失により当社に直接的または間接的に損害を与えた場合、当社に対して、当該損害の賠償を行うものとします。
5. 本条は、本契約の終了後も存続するものとします。

第23条 記録の保管等

1. 利用者は、対象契約に係る契約情報を7年間保管し、当社の要請があるときは、いつでも提示するものとします。
2. 利用者は、利用者が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等については、利用者自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとします。当社は当該データの保管、保存、バックアップ等に関して一切責任を負わないものとします。

（次頁に続く）

第4章 一般条項

第24条 法令遵守等

1. 利用者は、その事業の遂行において適用される一切の法令及び行政通達等を遵守しなければならないものとします。

第25条 禁止事項

1. 利用者は、本サービスの利用に関して、次の各号に掲げた事項を作為、不作為を問わず行ってはならないものとします。
 - (1) 本サービスを自らの営業目的以外の目的のために利用する行為
 - (2) 本サービスを商品等の販売又は提供を伴わない送金のために利用する行為
 - (3) 本サービスを取引実態のない契約（取引後に合理的な理由なく契約が解除された場合を含む。）又はそのおそれのある契約に基づく債務のために利用する行為
 - (4) 本サービスを架空取引その他不正取引に利用する行為
 - (5) 本サービスを犯罪収益移転防止法第2条第1項にいう犯罪による収益の移転のために利用する行為
 - (6) 本サービスを第三者になりすまして利用する行為
 - (7) 本サービスを第三者による差押え又は税務当局による滞納処分による差押えの対象となっている債務について利用する行為
 - (8) 詐欺等の犯罪に結びつき、又はそのおそれがある行為
 - (9) 本規約に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為又は本サービスを利用した営業活動その他営利を目的とする行為
 - (10) 利用することのできないカード（カード発行会社から利用することを禁止又は停止されているものを含む）を用いて本サービスを利用する行為
 - (11) 日本国内に本店所在地を有するカード発行会社以外の者が発行するカードを用いて本サービスを利用する行為
 - (12) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、肖像権その他の当社その他第三者の権利を侵害し、又は侵害するおそれのある行為
 - (13) 本サービスの利用又は提供を妨げる行為
 - (14) 当社その他第三者の設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
 - (15) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信等する行為
 - (16) 本サービスに関する情報を改ざん又は消去する行為
 - (17) 不正アクセス行為、ハッキング行為等本サービスを構成するソフトウェア及びハードウェアに支障を与える行為
 - (18) 本サービスについて、改変若しくは改ざんをし、又は逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリングによるソースコードの解析を行う行為
 - (19) 当社からソフトウェアの使用を許諾された場合、ソフトウェアの使用条件に反する行為
 - (20) 本契約に違反する行為（別紙3（注意事項等）に違反することを含みますが、これに限りません）
 - (21) 当社その他第三者の名誉又は信用を傷つけ、又はイメージを低下させる行為
 - (22) 公序良俗に違反し、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為
 - (23) その他法令に違反し又は違反するおそれのある行為
 - (24) その他当社又はカード発行会社等が不相当と判断した行為
2. 利用者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。
3. 利用者が第1項各号に該当する行為を行い、若しくは行うおそれがあると当社が判断した場合、当社は、利用者に対し、是正措置を求めることができるものとします。
4. 当社は、本サービスの利用に関して、利用者の行為が第1項各号のいずれかに該当し、又は該当すると当社が判断した場合、事前に利用者へ通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供の一時停止、利用規約等の解除、その他の当社が必要と判断する措置を講じることができるものとします。ただし、当社は、利用者の行為を監視する義務を負うものではありません。

第26条 広告等

1. 利用者は、当社が、利用者が本サービスを利用している事実を公表し、当社の広告活動の目的で利用者の商号、商標及びロゴ等を当社の指定するところに従い使用することを、承諾するものとします。
2. 利用者は、当社の事前の承諾を得ることなく当社の商号、商標及びロゴ等を使用してはならず、当社のホームページへのリンクを設定してはならないものとします。また、当社が承諾を取り消した場合には、速やかに当社の商標及び当社のホームページへのリンクを削除するものとします。

第27条 秘密保持

1. 利用者と当社は、本サービスに関する業務遂行につき相手方から資料、電磁的記録媒体、その他の有形な媒体により提供された、電子メール等電子的に提供された、又は口頭で提供された技術上、営業その他業務上の一切の情報

(開示の状況から客観的かつ合理的に秘密と認識できる情報に限ります。以下「秘密情報」といいます。)について、善良なる管理者の注意をもってその秘密を保持するものとし(社内規程の整備、従業員教育、監督その他の必要な安全管理措置の構築及び運用を含む)、第4項に定める者に使用させる場合を除き、秘密情報を正当な理由なく本サービスに関する業務遂行の目的を超えて第三者に開示してはならないものとし、

2. 前項にかかわらず、本契約の履行に関して次の各号の一に該当する資料及び情報は秘密情報に含まれないものとします。
 - (1) 既に公知のもの又は自己の責に帰すことのできない事由により公知となったもの
 - (2) 既に保有しているもの
 - (3) 守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの
 - (4) 相手方から書面により開示を承諾されたもの
 - (5) 秘密情報によらずに独自に開発し又は知り得たもの
 - (6) オープンソースソフトウェアの著作権者より開示を義務付けられているもの
 - (7) 適用法令、行政官庁の命令、若しくは指示、又は証券取引所の諸規則に基づき必要とされる場合
 - (8) 当社、他のカード発行会社等間でカード情報等につき開示、保持、受領する場合
3. 利用者と当社は、相手方から提供を受けた秘密情報について、本サービスに関する業務遂行の目的の範囲内でのみ使用するものとし、当該目的を超えて使用が必要なときは、事前に相手方から承諾を受けるものとします。
4. 利用者と当社は、本サービスに関する業務遂行に必要な範囲において、自己の役員、従業員及び当社においてはカード発行会社等に対して秘密情報を開示できると共に、本条と同等以上の守秘義務を課した委託先、取扱店舗その他の第三者及び弁護士、税理士、公認会計士その他法令に基づき守秘義務を負う者に対して、開示できるものとします。ただし、利用者と当社は、第三者に開示した秘密情報の秘密保持について、相手方に対して本条に定める責任を負うものとします。
5. 第1項にかかわらず、利用者と当社は、法令等に基づき開示を義務付けられる場合には、義務付けられる範囲に限り秘密情報を開示することができるものとします。ただし、当該開示を行うにあたっては、必要最小限の範囲での開示となるよう合理的な努力を行うものとし、事前に(緊急止むを得ない場合には、事後速やかに)相手方に対して当該開示について通知するものとします。
6. 利用者と当社は、秘密情報が第三者に漏えい、改ざんされた場合又はそのおそれがある場合、その旨を相手方に通知するものとします。
7. 利用者は、当社の求めがある場合は、本サービスに関連して当社から引き渡された資料、情報等(複製を含む。)を、当社の指定するところに従って当社に返還又は廃棄しなければならないものとします。
8. 本条の秘密保持義務は、本契約のすべてが終了した後も存続するものとします。

第28条 個人情報等

1. 当社は、個人情報を取扱う場合には、当社の個人情報保護規定に従いこれを取扱うものとし、本サービス提供の目的達成に必要な範囲内でカード発行会社等に提供し、又はこれらの者から受領することができるものとします。
2. 当社は、利用者のクレジットカード情報を取り扱う場合、PCI DSS が定める適用のある要件を遵守するものとします。
3. 当社は、利用者の役員、従業員の個人情報を、以下の目的で利用することができるものとします。
 - (1) 本契約に定める業務等の遂行のため
 - (2) 本契約に基づくサービスの提供、当社またはカード発行会社等のサービスの提供、コンテンツその他の情報提供のため
 - (3) 当社及び第三者の商品等(旅行、保険その他の金融商品を含む。以下同じ。)の販売、販売の勧誘、発送、サービス提供のため
 - (4) 当社及び第三者の商品等の広告又は宣伝(ダイレクトメールの送付、電子メールの送信を含む。)のため
 - (5) 料金請求、課金計算のため
 - (6) アフターサービス、問い合わせ、苦情対応のため
 - (7) アンケートの実施のため
 - (8) マーケティングデータの調査、統計、分析のため
 - (9) システムの維持、不具合対応のため
4. 当社は、以下に定める場合、利用者の役員、従業員の個人情報を第三者に提供することができるものとします。
 - (1) 本サービス提供その他本契約に定める業務等の遂行のためにカード発行会社等が開示する場合
 - (2) 利用者の同意がある場合
 - (3) 個人情報保護法その他の法令により認められた場合
5. 当社は、第三者の広告又は宣伝等のために電子メールその他の広告宣伝物を送信する場合、原則として利用者又は取扱店舗の届出メールアドレスに送信するものとします。

第29条 データ等の取扱い

1. 利用者は、当社が本サービスを利用して利用者が当社に対して提供し又は伝送する情報(利用者の名称、取扱店舗、属性情報、対象契約に係る情報、利用者の本サービスにおける取引履歴、取扱高等の情報を含みます。以下総称して「利用者データ等」といいます。)を、当社の事業における次の利用目的のために利用することについて、予め同

意するものとします。この場合、利用者は、真実かつ正確な情報を提供しなければならないものとします。

- (1) 市場調査等の各種調査・分析、サービス・商品等の企画開発・改善等のため（サービスの確実・安定的な提供に必要な保全や不正対策を含みます）
 - (2) 本サービスの履行及び管理並びに機能改善等のため
 - (3) 利用者向け企画・宣伝物・印刷物の送付又は電話等によるやりとり、お知らせ、案内のため
 - (4) 当社のサービスに関連するお知らせ等のため
 - (5) 契約又は法律に基づく権利の行使、義務の履行のため
2. 利用者は、利用者に対して本サービスを提供等するために必要な範囲内で利用者データ等を当社がカード発行会社等に対して提供し、又は受領する場合があること（他のカード発行会社等を介する場合も含みます。）、利用者データ等が必要な保護措置を講じた上で相互に提供されること、及びその提供先において、本条に定める利用目的の範囲内において利用者データ等が利用されることについて、予め同意するものとします。
 3. 適用される法令に違反しない限度において、当社は、利用者データ等を収集及び集計し、当社の事業運営の参考資料として、又は利用者により有用なサービスの開発、改善若しくは運営その他当社の業務のために、これを利用し、また、第三者に開示（ただし、第三者に開示されるものは、個人情報に該当しないもの、統計データ、匿名化情報に限るものとします。）することができるものとします。
 4. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

第30条 知的財産権

1. 本契約にかかる特許権、商標権、著作権その他のあらゆる権利は、当社又は当社が定める者に帰属するものとします。ただし、当社は、本サービスが第三者の権利を侵害しないことを保証するものではありません。
2. 利用者は、本契約に明示的に規定されているものを除き、本契約に関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを確認します。

第31条 委託

1. 当社は、本契約に基づいて行う業務の全部又は一部を当社の責任において本契約と同等の義務を遵守させることにより第三者に委託できるものとします。

第32条 権利義務の譲渡等の禁止

1. 利用者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約上の権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡、貸与、担保設定その他の処分をしてはならないものとします。
2. 当社は、本サービスに関する事業を事業譲渡その他の事由により第三者に承継させる場合には、当該事業の承継に伴い、本契約上の地位、権利及び義務の全部若しくは一部を当該事業の承継人に譲渡することができるものとし、利用者は係る譲渡についてあらかじめ同意したものとします。

第33条 契約解除等

1. 当社は、利用者に以下の事項に該当する事由が生じた場合又はそのおそれのある場合、何ら通知催告等することなく直ちに、当社の定める期間、本サービスの利用を認めないこと、利用者としての資格を取り消すこと、又は本契約及び利用者契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
 - (1) 利用者が当社に届け出た内容（申込みを含む）に虚偽の事実が含まれている場合又は重要な事実の提供を行わなかった場合
 - (2) 本契約に違反し、その是正を求める通知を受領後 14 日経過しても是正がなされなかった場合
 - (3) 利用者が本契約の定め違反した、又は履行する見込みがないと当社が疑義を抱いた場合
 - (4) 自ら振り出した若しくは引き受けた手形・小切手が不渡りになった場合その他支払停止になった場合
 - (5) 差押・仮差押・仮処分の申立を受けた場合、滞納処分を受けた場合、若しくは破産・民事再生・会社更生・特別清算の申立を受けた場合、又はこれらの申立を自らした場合、合併によらず解散した場合、若しくは任意整理に着手した場合
 - (6) 利用者の資産状況が悪化したと判断すべき事由が発生した場合、又は利用者の信用状態に重大な変化があったと認められた場合
 - (7) 営業を停止した場合、許認可等の取消の処分を受けた場合、又は所轄官庁から営業取消又は営業停止を含む行政処分を受けた場合
 - (8) 自ら又はその代表者若しくはその従業員、その他利用者の関係者が関係法令及び関係省庁等による告示・通達・ガイドライン等に違反していることが判明した場合及びこれにより本契約の履行に支障をきたすおそれが生じた場合、又は行政、司法当局より指導、注意、勧告、命令、処分等を受け、本契約の解除が相当と当社が判断した場合
 - (9) 本サービスを悪用していると当社が判断した場合
 - (10) 利用者の営業又は業態が公序良俗に反する又は社会通念上不相当と認められる様態により取引をしていると、当社が判断した場合
 - (11) 当社の名誉・信用を毀損し、又は業務を妨害する行為を行ったと当社が判断した場合
 - (12) カード発行会社等との契約に違反した場合
 - (13) 商品等につき国、地方自治体、教育委員会、学校等の公共機関又はそれに準ずる機関から変更その他の要請が

あった場合で、これに合理的な根拠なく応じなかった場合

- (14) 利用者の地位又は債権を当社以外の第三者に譲渡する行為を行ったとき場合又は、利用者が他の者の債権を買い取って、又は他の者に代わって、当社に取引精算金の支払い請求をした場合
 - (15) 当社に届出た取扱店舗が所在地に実在しない場合、当社に届け出た電話番号にて当社からの連絡ができない場合、又は利用者との連絡がとれなくなった場合
 - (16) 利用者が事業運営を中止又は終了した場合、又は利用者が取扱店舗の全部を閉鎖する等、取扱店舗の運営を中止又は終了した場合
 - (17) 利用者から提出された対象契約に係る情報に疑義があり、当社が利用者として不適当と認めた場合
 - (18) 架空取引に係る利用申請、その他利用者が不正な行為を行ったとき当社又はカード発行会社等が判断した場合
 - (19) 無効、紛失、盗難、偽造カードによるもの、又はカード名義人以外の第三者によるカード若しくはカード番号等の不正使用によるものの割合が高いとき当社又はカード発行会社等が認めた場合
 - (20) 換金目的によるカード利用の割合が高いとき当社又はカード発行会社等が判断したとき、又はカード利用が換金目的であることが明らかである場合に、利用者がその換金行為に加担するなど、不適切な取引を行っているとき当社又はカード発行会社等が判断した場合
 - (21) 故意又は過失により、カード番号等が第三者に提供、開示され若しくは漏洩する事故が生じたとき当社又はカード発行会社等が判断した場合
 - (22) 自ら又はその代表者が、当社又はカード発行会社等との他の契約において、当該契約に基づく当社又はカード発行会社等に対する債務の履行を遅滞し、期限の利益を喪失した場合、又は自ら及びその従業員等の故意、過失により当社又はカード発行会社等が損害を被った場合
 - (23) 解散、合併、事業譲渡、株式交換、株式移転、会社分割、株式取得その他利用者の組織または資本構成に重大な変更があったとき
 - (24) 利用者が意思能力を喪失した場合又はそのおそれがあると当社が判断した場合
 - (25) 利用者について、成年後見、保佐又は補助開始の審判がなされた場合
 - (26) 本サービスを1年以上利用していない場合
 - (27) 本契約を履行することが困難となる事由が生じた場合
 - (28) その他利用者として不適当と当社又はカード発行会社等が判断した場合、又は当社又はカード発行会社等が契約継続を不適当と判断した場合
2. 前項の定めに加えて、当社及び利用者は、利用者においては当社に対し2か月前までに、当社においては利用者に対し、書面で通知することにより本契約を解除することができるものとします。
 3. 利用者は、前各項により本契約の全部又は一部が解除された場合、当社に対し負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済しなければならないものとします。
 4. 本契約が終了した場合といえども、当社と利用者との間に未履行の債務がある場合には、利用者は、本契約の定めに従うものとします。
 5. 当社は、社会情勢の変化、法令の改廃、その他当社の都合等により、本契約を終了することがあり、この場合、当社は利用者に対し事前に通知することにより、本契約を解約できるものとします。
 6. 本条第1項の解除は、当社の利用者に対する損害賠償請求を妨げないものとします。
 7. 利用者が第1項各号に該当することにより当社に損害が生じた場合には、利用者は、当社が被った損害を賠償しなければならないものとします。

第34条 反社会的勢力の排除

1. 当社及び利用者は、自らおよびその親会社・子会社等の関係会社、ならびにそれらの役員、従業員等の関係者（関係会社の役員、従業員、取扱店舗を含みます。また、利用者については立替払い先を含みます。）が、現在、暴力団員等（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者を指します。）またはテロリスト等（外国為替及び外国貿易法に基づき財務省が告示する経済制裁措置対象者等リストおよび国際テロリスト財産凍結法により財産凍結の対象となる国際テロリスト等を含む情報をいいます。）（以下暴力団員等とテロリスト等を併せて「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないこと、ならびに将来にわたっても該当しないことを表明し、確約するものとする。
 - (1) 反社会的勢力が、経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 反社会的勢力が、経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 当社及び利用者は、自らおよびその親会社・子会社等の関係会社、ならびにそれらの役員、従業員等の関係者（関係会社の役員、従業員を含む）が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとする。
 - (1) 暴力的な要求行為。

- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 相手方との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方のいずれかの業務を妨害する行為。
 - (5) その他前各号に準ずる行為。
3. 当社は、利用者が前二項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約の締結を拒絶することができるものとします。
 4. 利用者が本条第1項もしくは第2項の規定に違反していることが判明した場合、または違反している疑いがあると当社が認めた場合、当社は、直ちに本契約を解除できるものとし、かつ、当該解除に起因または関連して当社、カード発行会社等及びカード会社等に生じた損害を利用者が賠償するものとします。また、利用者は、当然に期限の利益を失うものとし、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとする。
 5. 利用者が本条第1項もしくは第2項の規定に違反していることが判明した場合、またはその疑いがあると当社が認めた場合には、当社は第3項に基づき契約を解除するか否かにかかわらず、当社から利用者に対する立替払い金もしくは当社が利用者に対して支払う譲渡対価の全部または一部の支払いを保留することができるものとします。なお、この場合には、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。
 6. 当社は、利用者が本条第1項または第2項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約に基づく取引を一時的に停止することができるものとする。この場合には、利用者は、当社が再開を認めるまでの間、本サービスを利用することができないものとする。
 7. 当社は、前四項の規定に基づく措置を講じたことにより、利用者に損害等が生じた場合であっても、一切賠償する責任を負わないものとします。

第35条 贈収賄・腐敗汚職の排除等

1. 利用者は、事前に当社へ書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）で開示し当社の確認を受けたものを除き、自らおよびその関連会社、子会社、取締役、役職員、およびその他それに代わり行動するすべての者が、次の各号に該当する行為をしないことを表明し、将来にわたってもしないことを保証します。
 - (1) 適用される全ての贈収賄・腐敗防止に関する法律及びマネーロンダリング防止に関する法律並びに規制（日本の刑法、会社法、不正競争防止法、米国海外腐敗行為防止法、英国贈収賄防止法を含むが、これらに限らない。以下、「贈収賄・汚職防止法」といいます。）に違反する行為。
 - (2) 贈収賄・汚職防止法に違反する恐れのある行為（直接または間接を問わない）を行わないこと。
 - (3) 自ら又は相手方のために取引を獲得若しくは保持し、又は優位な立場を獲得することを目的として、政府関係組織又は公務員等に、直接的又は間接的に、金銭その他の有形無形の利益の供与の申し出、供与、供与の約束又は供与の承認を促進する行為。
2. 当社は、利用者が前項に基づく表明・確約に違反したことが判明した場合には、何ら催告することなく、本契約を解除し、又は、本サービスの提供を中止することができるものとし、利用者はこれに異議を申し出ないものとします。
3. 本条により本契約を解除された利用者に損害等が生じた場合であっても、当社は一切責任を負わないものとします。また、当社に損害等が生じた場合には、利用者がその損害等を賠償するものとします。

第36条 調査等

1. 以下の各号のいずれかの事由があるときには、当社は、自ら又は当社が適当と認めて選定した者により、利用者に対して、当該事由に対応して必要な範囲で調査を行うことができ、利用者はこれに速やかに応ずるものとします。
 - (1) 本サービスについて不正利用が行われ、又はそのおそれがあると当社が認めたとき。
 - (2) 利用者に関する本契約の遵守状況、財務状況、コンプライアンスその他の経営状況等について、当社が必要と認めたとき。
 - (3) 当社が利用者、対象契約または対象債権に関する資料を確認する必要があると当社が認めたとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、利用者に関する苦情の発生状況その他の事情に照らし、当社が調査を実施する必要があると、当社が認めたとき。
2. 前項の調査は、その必要に応じて以下の各号の方法によって行うことができるものとします。
 - (1) 必要な事項の文書又は口頭による報告を受ける方法
 - (2) 利用者の書類その他の物件の提出又は提示を受ける方法
 - (3) 利用者又はその役員若しくは従業者に対して質問し説明を受ける方法
 - (4) 利用者において業務を行う施設又は設備に立ち入り、当該業務について調査する方法
3. 前項第4号の調査には、電子計算機、ネットワーク機器その他デジタルデータを取り扱う機器を対象とした記録の復元、収集、又は解析等を内容とする調査（デジタルフォレンジック調査）が含まれるものとします。
4. 当社は、第1項の調査を実施するために必要となる費用であって当該調査を行ったことによって新たに発生したもののがある場合、利用者に対して請求することができるものとします。
5. 利用者は、当社が本条又は資金決済法、割賦販売法その他の諸法令に基づき調査を行う場合、その他当社が利用者から個人情報等を受領することについて正当な理由がある場合、守秘義務又は個人情報の保護に関する法律等を理由として、本条の調査協力及び資料の提出を拒否してはならないものとします。

6. 利用者は、本契約に抵触する事由が生じた場合、又はそのおそれがある場合は、速やかに当社に報告するものとします。また、利用者は、カード発行会社等が別途当社を通じて利用者に求めがあった場合は、カード発行会社等が別途指定した事項を報告するものとします。
7. 本条の規定は、本契約終了後においても効力を有するものとします。

第37条 是正改善計画の策定と実施

1. 以下の各号のいずれかに該当する場合には、当社は、利用者に対し、期間を定めて当該事案の是正及び改善のために必要な計画の策定と実施を求めることができ、利用者はこれに応ずるものとします。
 - (1) 利用者が本契約に定める義務を履行せず、若しくは当該義務に違反し、又はそれらのおそれがあるとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、利用者に関する苦情の発生状況その他の事情に照らし、利用者についてその是正改善を図るために必要な措置を講ずべきと当社が認めたとき。
2. 当社は、前項の規定により計画の策定と実施を求めた場合において、利用者が当該計画を策定若しくは実施せず、又はその策定した計画の内容が当該計画を策定する原因となった事案の是正若しくは改善のために十分ではないと認めるときには、利用者と協議の上、是正及び改善のために必要かつ適切と認められる事項（実施すべき時期を含む。）を提示し、その実施を求めることができ、利用者はこれに応ずるものとします。

第38条 立替払い先への再発防止策等

1. 第36条に基づく調査結果その他の事情を踏まえて、当社又はカード発行会社の合理的判断において要請した場合、利用者は、かかる要請に従い、立替払い先のモニタリング体制を変更する等の再発防止策を実施させるものとします。
2. 利用者は、当社又はカード発行会社からの通知を受けた場合、当該通知に係る立替払い先への本サービス利用にかかる登録を取り消させるものとします。この場合、当社は利用者に対して利用を取り消した事実を遅滞なくに告知します。
3. 利用者は、前項の取消しを実施するにあたり、立替払い先その他第三者に対して、当社又はカード発行会社による前項の通知の事実および内容について、一切開示しないものとします。

第39条 主務官庁等の検査対応等への協力

1. 当社が主務官庁等による検査等において報告および立入検査等を求められた場合、利用者は当社の求めに応じこれに協力するものとします。

第40条 差押等の場合の処理

1. 本契約に基づき利用者が当社に対して有する債権について、第三者からの差押、仮差押、滞納処分等があった場合、当社は当該債権を当社所定の手続きに従って処理するものとし、当社は当該手続きによる限り遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第41条 免責事項

1. 当社は、本サービスに関する契約不適合（セキュリティ等に関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害を含みます。）がないこと、並びに安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性及び特定の目的への適合性を明示的にも黙示的にも保証しないものとします。当社は、利用者に対して、かかる不適合を除去して本サービスを提供する義務を負わないものとします。
2. 本サービス又は本契約に関して当社が負う責任は、理由の如何を問わず本契約に定める範囲に限られるものとします。
3. 以下の各号のいずれかの事由により本サービスの全部又は一部の取扱いができない場合であっても、当社は、これに関し、一切責任を負わないものとします。
 - (1) 外部接続機関設備の不具合による通信不能、処理不能、処理能力の低下があった場合。
 - (2) ハッキング、コンピュータウイルスなどの外的脅威による攻撃があった場合
 - (3) 当社又は外部接続機関が本サービスに関して利用する電気通信回線その他の電気通信役務の提供主体である電気通信事業者に対し、関連行政当局から、電気通信役務の提供の停止又は電気通信設備の技術的な調整を求める旨の命令等があった場合
 - (4) 天災地変、戦争、内乱、暴動、テロ、感染症、停電、通信設備の事故、通信事業者の役務提供の停止又は緊急メンテナンスの実施、内外法令の制定・改廃、公権力による命令・処分・指導・要請その他不可抗力事由が生じた場合（適用法令等又は適用法令等に係る行政解釈等の変更又は行政処分等により本サービスの取扱いが困難となる場合を含みます。）
 - (5) 利用者の設備又はシステムの障害等に起因して生じた損害の場合
 - (6) 令状による差押え・搜索・検証、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制的処分その他裁判所の命令又は法令に基づく強制的な処分により生じた損害の場合
 - (7) 当社が定める手順等を利用者が遵守しないことに起因して発生した損害の場合
 - (8) 立替払い先が、対象債務の弁済受領権限を喪失し又は制限されていることにより生じる損害
 - (9) 対象債務の性質上第三者弁済が許されない場合、利用者又は立替払い先が、第三者の弁済を禁止し、又は制限する旨の意思表示をした場合その他第三者弁済が無効となることにより生じる損害

- (10) 前二号に定めるほか、利用者と立替払い先との間の対象契約に起因して生じた損害
- (11) その他当社等の責めに帰さざる事由が生じた場合

第42条 当社等の責任等

1. 当社は、利用者の対象契約に関する一切の事項について何らの責任を負わないものとします。
2. 当社は、本サービスに関して、利用者と立替払い先その他の第三者との間で発生した一切のトラブルについて関知せず、また、一切の責任を負わないものとします。
3. 利用者は法律の範囲内で本サービスを利用するものとし、本サービスの利用に関連して利用者が日本及び外国の法律に触れた場合でも、当社は一切責任を負わないものとします。
4. 本契約において当社の責任について規定していない場合で、当社の故意又は過失が直接の原因で利用者に損害が生じた場合、当社は、その直接の結果として利用者が被った通常の損害（逸失利益その他間接損害を除きます。また、当社の予見及びその可能性の有無を問わず特別の事情から生じた損害を除きます。）につき、利用者が過去3ヶ月間に支払ったサービス手数料を上限として、賠償するものとします。なお、利用者が損害を拡大させないよう適切に対応すれば回避できた損害は、当該通常の損害に含まれないものとします。

第43条 本サービスの中断等

1. 当社は、本サービスに中断、中止その他の障害が生じないことを保証しないものとします。
2. 当社は本サービスの内容を当社の裁量で変更できるものとし、また本サービスの一時停止、中止することができるものとします。その結果、利用者、立替払い先その他第三者に不利益が生じても、当社は補償その他の義務を負わないものとします。
3. 本システムに何らかの障害が発生した場合において、早期の障害復旧が困難であるときは、当社は、利用者の承諾なく復旧に代わる措置を実施する場合があります。

第44条 本サービスの廃止

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本契約期間中に、事前に通知することなく本サービスの一部又は全部を廃止することができるものとし、本サービスの廃止日をもって本契約は当然に終了するものとします。
 - (1) 本システムの継続又は本サービスの提供が、適用法令等に違反するおそれがあると当社が判断した場合
 - (2) カード発行会社等、裁判所又は関連行政当局が、本システムの継続又は本サービスの提供を中断又は停止するよう決定、命令若しくは指導した場合又は本システムの継続又は本サービスの提供が適用法令等に違反し若しくは違反するおそれがあると判断した場合
 - (3) 第41条（免責事項）第3項各号に定める事由により本システムの継続又は本サービスの提供が不可能となった場合
 - (4) 本システムの継続又は本サービスの提供が困難となった場合
 - (5) その他当社において本サービスを廃止する旨を決定した場合
2. 前項に基づき本サービスを廃止する場合、廃止日をもって本契約は終了するものとします。
3. 当社は、本サービスの廃止により利用者又は第三者に生じる損害につき、一切の責任を負わないものとします。

第45条 契約終了後の措置及び残存条項

1. 利用者は、本契約が終了した場合、直ちに本サービスの利用を中止しなければならないものとします。
2. 本契約が終了した場合であっても、既になされた利用申請に係る本立替払いに関しては、本規約が適用されるものとします。
3. 利用者は、本契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって当社から提供を受けた資料等を利用者の責任で破棄し、又は消去するものとします。
4. 以下の各号に定める各条項については、本契約終了後といえどもなお効力を有するものとします。
 - (1) 第27条（秘密保持）
 - (2) 第28条（個人情報）
 - (3) 第33条（契約解除等）第3項、第4項、第6項及び第7項
 - (4) 第34条（反社会的勢力の排除）第4項及び第7項
 - (5) 第35条（贈収賄・腐敗汚職の排除等）第3項
 - (6) 第42条（当社等の責任等）
 - (7) 第44条（本サービスの廃止）第3項
 - (8) 第45条（契約終了後の措置及び残存条項）
 - (9) 第48条（提供区域及び準拠法）
 - (10) 第49条（合意管轄）
 - (11) 第50条（協議）

第46条 本規約の変更

1. 当社は、利用者の承諾を得ることなく、いつでも本規約を当社の裁量において変更することができるものとします。本規約を変更した場合、本規約に定める手数料等その他の本サービスに関する一切の事項は変更後の規約によるものとします。

2. 当社は、本規約を変更した場合、利用者にその変更内容を通知し、又は当社所定の方法で公表するものとします。
3. 前項の通知又は公表後における利用者による本サービスの利用をもって、変更に対する利用者の承諾の意思表示とし、当該意思表示をもって当該利用者に対し変更後の本規約が適用されるものとします。

第47条 分離可能性

1. 本規約のいずれかの条項またはその一部が法令などにより無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの条項および一部が無効または執行不能と判断された条項の残りの部分は、引き続き完全に効力を有するものとします。当社および利用者は、当該無効もしくは執行不能とされた条項または部分の趣旨に従い、これと同等の効果を確保できるように努め、有効となるために必要な範囲で修正し、その趣旨及び同等の効果が最大限確保されるよう解釈されるとともに、修正された本規約に拘束されることに同意するものとします。本規約のいずれかの条項またはその一部が、特定の利用者との関係で無効または執行不能と判断された場合であっても、他の利用者との関係における有効性は影響を受けないものとします。

第48条 提供区域及び準拠法

1. 本サービスの提供区域は、日本国内とします。
2. 本契約は日本法が適用され、日本法に準拠し解釈されるものとします。

第49条 合意管轄

1. 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
2. 本条は、本契約の終了後も存続するものとします。

第50条 協議

1. 利用者は、本契約に定めのない事項について、当社が別に定めるお取り扱いガイド、取扱要領等その他の基準等がある場合、当該基準等に従うものとします。当該基準等にも定めのない事項又は本契約若しくは当該基準等の解釈に疑義が生じた事項は、当社と利用者との間で信義誠実の原則に従って協議し、円満に解決を図るものとします。

別紙 1(定義集)

	名称	定義
1	本サービス	本規約に基づき当社が利用者に提供する別紙 2 記載のサービス
2	本契約	利用者申込とこれに対する当社の承諾により成立した、本規約を内容とする契約
3	利用者	当社との間で本契約が成立し、本サービスの提供を受ける者
4	サービス手数料	本契約に従って、利用者が当社に対して本サービスの対価として支払う金額
5	利用料金等	サービス手数料に対象債務相当額である本事前求償権の金額を加えた金額
6	本事前求償権	本立替払い合意に基づき発生する当社が利用者に対して取得することとなる事前求償権
7	対象契約	利用者及び立替払い先との間において締結された契約であって、利用者がこれに基づく債務を本立替払いの対象として利用申請において指定した契約
8	対象債務	対象契約に基づき利用者が立替払い先に対して負担している債務
9	利用申請	利用者の当社に対する本立替払いの依頼申込み
10	本立替払い合意	利用申請を当社が承諾することにより成立する、当社が立替払い先に対して第三者弁済として対象債務の立替払いを行うことを受託する旨の合意
11	本立替払い	本立替払い合意に基づき、当社が、対象債務の第三者弁済として、利用者が指定した立替払い先名義の金融機関の口座（日本国内に所在する金融機関が開設するものに限り、以下「金融機関口座」といいます。）に所定の金額を振り込むこと
12	立替払い先	利用申請において指定された対象債務に係る債権の債権者
13	立替払い日	利用申請において指定された、当社が本立替払いを完了すべき日
14	営業日	銀行法に定める銀行の休日以外の日（ただし、12 月 29 日及び 12 月 30 日を除く。）
15	カード発行会社	利用者が保有するカード（本サービスの利用に供されるクレジットカード等であって、当社が別途指定し、かつ本サービスの利用に供されるものをいう。以下同じ。）を発行している者（日本国内に本店所在地を有する者に限る。）
16	アクワイアラー	国際ブランドからライセンス等の供与を受けて、カード利用者の獲得、審査及び管理等を行う者の総称で当社との契約の有無を問わない
17	カード発行会社等	カード発行会社及びカード発行会社と提携しているカード会社、金融機関その他の第三者（イシューア、アクワイアラー、決済代行会社、カード国際ブランドの運営会社を含む。）の総称

別紙 2(本サービス)

本サービスは、以下に定めるところにより、当社が対象契約に基づく利用者の債務を立替払いするものです。	
1. 立替払い先の審査	
(1)	利用者は、本サービスの利用申請に先立ち、立替払い先としようとする者（以下「立替払い先候補者」といいます。）に関する本サービスへの適合性審査の申請をし、必要とされる情報を当社に提供した上で、当社所定の審査（以下「立替払い先審査」といいます。）を受ける必要があります。 ただし、すでに立替払い先審査を完了し、本サービスに適合すると判断されている立替払い先については、この限りではありません。
(2)	当社は、立替払い先審査が完了した場合、利用者に対し、すみやかにその結果を通知します。 立替払い先審査の期間は、2 営業日を標準としますが、これより期間を要する場合があります。
(3)	当社は、立替払い先審査の結果、立替払い先候補者が本サービスの対象に適合すると判断した場合には、利用者に対し、その旨を通知します。
(4)	当社は、自らの裁量で、立替払い先審査において特定の立替払い先候補者が不適合であることを判断することができます。 この場合には、利用者に対し、不適合となった理由を通知することを要しないものとします。
(5)	当社は、立替払い先審査が完了し適合すると判断された立替払い先について、当社の裁量により、いつでも再審査が可能であり、また、その再審査の結果により不適合と判断することができるものとします。 なお、当社は、本(5)の規定に基づき立替払い先を不適合と判断した場合であっても、利用者に対し、何らの通知を行わず、またその理由を開示する義務を負担しないものとします。
2. 利用審査・立替払いの実施	
(1)	利用者は、特定の対象債務について立替払い日の 3 営業日前までに、当社所定の情報を入力して、利用申請を行います。
(2)	当社は、利用者からの本サービスの利用申請を受領した場合、すみやかに当該対象債務につき本サービスの対象とすることができるかどうかを審査（以下「利用審査」といいます。）します。 利用審査の期間は、2 営業日間を標準としますが、これより期間を要する場合があります。
(3)	当社は、自らの裁量で、利用審査において特定の対象債務が本サービスの対象として不適合であることを判断することができます。 この場合、当社は、利用者に対し、不適合となった理由を通知することを要しないものとします。
(4)	当社は、利用審査が完了した場合、利用者に対し、すみやかにその結果を通知します。当該通知が立替払い日の前営業日中に利用者に対して発信できない場合、当社は、利用者に対し、直ちにその旨を通知します。
(5)	当社が利用者に対して利用審査において特定の対象債務が本サービスの対象として適合すると通知した場合、その通知の時点で本立替払い合意がなされたものとします。 当社は、当該合意に基づき、立替払い日に、利用申請において記載された立替払い先の金融機関口座に対し、対象債務の金額を振り込むことにより、立替払いを実施するものとします。
(6)	当社は、立替払いを実施した場合、すみやかに利用者に対して立替払いの完了を通知するものとします。
(7)	利用申請において指定された金融機関口座の情報その他の過誤に起因し、立替払いを実施したにもかかわらず、立替払い先の金融機関口座に対象債務に相当する金額が振り込まれなかったことを当社が認識した場合、当社は、利用者に対し、すみやかにその旨を通知します。 この場合において、当社が必要と判断する理由があるときは、利用者及び当社は、相互に協議の上で、誠実に対応するものとします。

別紙 3(注意事項)

1 本サービスに関する事項	
(1)	本サービスは、当社が利用者に代わって立替払い先に支払額を立替払いすることで、利用者と立替払い先間で事業に関する目的のため発生した対象契約に基づく売上債権に係る支払いおよび精算を効率化するサービスです、本サービスの対象は、立替払い先が利用者に対して販売又は提供する商品等ではなく、当社が利用者に提供するサービスです。
(2)	本サービスは、利用者が立替払い先に対して負う対象契約に基づく対象債務について、当社が立替払いすることを内容とするものであり、利用者は当社による本立替払について異議を留めずに承諾するものとします。
(3)	本サービスは、当社が利用者との契約に基づいて立替払い先に立替払いを行うものです。立替払い先及び対象契約に関する情報は、利用者が当社に提出しなければならないものとします。
(4)	利用者は、利用者の事業に関する費用の決済目的でのみ本サービスを利用することができます。
2 立替払に関する事項	
(1)	利用者は、立替払い先から利用者に対して提示される請求書又は請求書に代わる請求の証憑を、利用者において本契約に従い保管するものとします。また、利用者は、当社に対して、当該請求書等の真正な写しを交付するものとし、併せて、利用者は、当社が当該請求書等の写しをカード発行会社等に対して提供することについてあらかじめ承諾するものとします。
(2)	利用申請において指定できる立替払いの金額は、該当する対象債務の金額として請求書その他の書類によって利用者が債務を負担していることが確認できた金額とします。また、対象債務の一部のみを立替払いの金額として指定することはできないものとします。
(3)	利用者が利用申請した対象債務について支払いを中止することを希望する場合、利用者は、当社に対し、当該利用申請に係るカード決済の完了時まで、支払中止の希望を通知するものとします。
(4)	利用申請後、立替払い日までの間に、対象契約の解除その他の理由により対象債務が消滅した場合、又は、対象債務が消滅したと利用者が判断した場合、利用者は、すみやかに利用申請を取り消すものとし、必要となる当社への通知その他の措置を講じるものとします。
(5)	本サービスにおいて取り扱うカード決済の支払方法は1回払いのみとします。また、利用者は、立替払い先が発行する請求書ごとに利用申請を行う必要があり、複数の請求書を合算して一回の処理を行ってはならないものとし、また、1通の請求書内の取引を分割して処理を行ってはならないものとします。
(6)	立替払い先による商品等の販売等に係る債務不履行責任及び契約不適合責任その他の責任については立替払い先のみがこれを負担し、当社及びカード発行会社等はこれらの責任を負担するものではありません。また本サービスを利用する際に、利用者は対象契約に基づく立替払い先の債務が履行済であることを確認することについて、事前に同意するものとします。
(7)	利用者及び当社は、自らの責めに帰すべき事由に起因するか否かにかかわらず、対象債務が立替払い日までに支払われていないことを認識した場合、直ちに相手方に通知し、対応方法につき協議するものとします。
3 利用者・立替払い先に関する事項	
(1)	利用者が未成年者の場合、本サービスを利用することはできません（親権者等の名義のカードを利用する場合も含みます）。
(2)	利用者が個人事業主の場合、日本国内に定まった住所を有する場合のみ本サービスを利用することができます。
(3)	利用者は、事前に登録されたカード（本契約に従って変更された場合、当該カードを含みます。）であって、利用者本人、利用者の代表者、個人事業主その他カード発行会社等が認めた者の名義・カードで、カード発行会社から発行されたもののうちカード発行会社等がその利用を承認したもののみを、本サービスに利用することができます。
(4)	利用者は、利用料金等がカード発行会社から認められているカード利用可能枠を超えることになる場合、本サービスを利用することはできません。

(5)	立替払い先は、日本国内に本店所在地を有する法人及び個人事業主とします。
(6)	立替払い先の口座について、利用者は、日本国外に所在する金融機関の口座を指定することはできません。
(7)	立替払い先は、過去 12 カ月の間にアクワイアラーの利用者でなかった者のみとします。
4 その他	
(1)	利用者は、本規約等の条件を充足していた場合であっても、当社又はカード発行会社等が個別に指定する取引について、本サービスを利用できない場合があります。
(2)	当社は、本規約等の遵守、カード発行会社又はアクワイアラーからの要請その他の理由に基づき、本サービスの利用に関して利用者に対して必要な範囲で調査を行うことができ、利用者は、これに協力するものとします。当該調査には、口頭での説明、書類の提出、電子機器等の解析が含まれますが、これらに限りません。